

保存版

# 南房総市



南房総市社協  
マスコット  
キャラクター  
みなみん

# 社会福祉協議会

# ガイドブック

みんながつながり支え合う  
みんなにやさしいまちづくり



社会福祉法人 南房総市社会福祉協議会



赤い羽根  
共同募金

このガイドブックは、共同募金の配分金によって発行しています。

# 社会福祉協議会ってどんなところ



社会福祉協議会(通称「社協」)とは、社会福祉法に基づき、「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村にそれぞれ組織されている非営利の民間団体です。南房総市社協は、「みんながつながり支え合う みんなにやさしいまちづくり」を目指し、南房総市の福祉行政とも連携しながら、市民の皆さんをはじめ、行政区、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉施設、福祉関係団体と共に様々な事業を進めています。

## 目次

### 〈外出や日常の生活に困ったら〉

- 交通空白地有償運送事業(ボランティア移送サービス)..... 1
- 有償生活援助サービス(みなみん・おたすけサービス)..... 2
- 福祉車両貸出事業..... 3
- 福祉器具貸出事業..... 3
- 福祉機器リサイクル事業..... 3

### 〈自宅での介護に困ったら〉

- 紙おむつ給付事業・高齢者介護用品支給事業..... 4
- 訪問理髪サービス事業..... 4

### 〈悩みごとがあったら〉

- 法律相談..... 5
- 生活困窮者自立支援事業..... 5
- 日常生活自立支援事業..... 6
- ひとり親家庭等家賃助成金給付事業..... 6
- 福祉資金貸付事業..... 7

### 〈話し相手、交流の場が欲しいと思ったら〉

- ふれあいの居場所づくり支援事業(サロン活動)..... 8

### 〈ボランティアをしたいと思ったら〉

- 社協の事業に関するボランティア活動..... 10
- 災害ボランティア活動..... 11
- 地域の皆さんが自主的に活動しているボランティア活動..... 11
- 福祉の心を育む..... 11

### 〈地域とのかかわり〉

- 地区社会福祉協議会の活動支援..... 12
- ささえあいネットワーク南房総(協議体)の活動支援..... 12
- あんしん見守り事業(みまも〜る)..... 12

### 〈共同募金運動、社会福祉協議会の会費〉

- 共同募金運動..... 13
- 社会福祉協議会の会費..... 13



# 外出や日常の生活に困ったら

公共交通機関が利用できず外出に困っている方や、高齢や障がいなどで日常生活に不便を感じている方の生活を支援します。

## 交通空白地有償運送事業(ボランティア移送サービス)

### 内 容

運転協力者(ボランティア)により、公共交通機関の利用が困難な方の通院や買い物などの移動の支援を行うサービスです。

※支援を受けるためには、会員登録が必要です。

### 利用対象者

南房総市に住所がある方で、次の①と②のいずれにも該当する方

① 介護保険の要介護者・要支援者、身体障害者手帳をお持ちの方またはその他高齢者など移動が困難な方

② 対象者本人が自家用車を所有していない又は、免許返納している方

※利用者と一緒に生活されている方が自家用車を所有している場合は、月1回までの利用となります。

### 利用できるエリア

南房総市内および安房地域



### 利用料金

種 類	料 金	料 金 例
距離運賃	出発地から目的地までの往復距離 1 kmあたり 30 円	出発地から目的地まで往復 20 kmで、利用者宅出発から利用者宅帰宅まで 2 時間かかった場合
時間料金	利用者宅出発から利用者宅帰宅までの時間 当初 30 分 350 円 以降 15 分毎に 175 円	距離運賃 30 円× 20 km= 600 円 時間料金 350 円/30 分 +(175 円/15 分×6)=1,400 円 合 計 2,000 円
年会費		1,000 円

### 申込み(予約制)

利用する5日前までに、電話等でお申し込みください。

### 利用時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時まで(祝日・年末年始を除く)

# 有償生活援助サービス(みなみん・おたすけサービス)

## 内 容

地域に居住する方により、日常生活の困りごとを抱えている高齢の方などへ、生活の援助を行うサービスです。

※援助を受けるためには、会員登録が必要です。

## 対象者

南房総市に住所がある方で、次の①～③のいずれかに該当し、日常生活を営むことに支障のある方。

ただし、介護保険法や障害者総合支援法などの公的サービスなどが利用可能な場合は、そちらを優先していただきます。

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 障がいのある方
- ③ その他サービスが必要な方



## 利用できる内容と料金

種 類	料 金
話し相手、衣類の洗濯や整理、住居の清掃やゴミ出し、簡単な調理の手伝いなど	利用料 15分につき175円
買物代行（買い物、公共料金等の支払い、行政への届出など）	利用料 15分につき175円 代行料 200円（代行1回当たり）
年会費	1,000円

## 申込み(予約制)

利用する5日前までに、電話等でお申し込みください。

## 利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時まで(原則)

(祝日・年末年始を除く)

1回の利用時間は、おおむね1時間以内です。



## 福祉車両貸出事業

### 内 容

車イス対応の軽車両(スロープ式)を無料で貸出します。

※燃料代は自己負担です。返却時には、使用した燃料の補給をお願いします。

### 利用できる方

南房総市に住所がある方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 障がいのある方
- ② 介護を必要とする高齢者
- ③ その他サービスが必要な方

### 貸出期間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで

(祝日・年末年始を除く)

貸出は1日単位で、週1回まで

### 申込み(予約制)

事前にお電話で予約してから、福祉車両貸付申込書を提出してください。



## 福祉器具貸出事業

### 内 容

車イスなどを無料で貸出します。

### 利用できる方

南房総市に住所がある方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 高齢者
- ② 障がいのある方や怪我をされている方
- ③ その他サービスが必要な方

### 貸出期間

6か月以内



## 福祉機器リサイクル事業

### 内 容

車イス、杖、歩行器(シルバーカー含む)など各家庭で不要になったリサイクル品を譲り受けて整備し、希望者へ無償でお譲りします。

### 利用できる方

- ① 譲り受け 各家庭で不要になった機器を無償で提供してくれる方
- ② 譲り渡し 南房総市に住所があり、在宅介護を必要とする方





# 自宅での介護に困ったら

住み慣れた地域で在宅生活を送れるよう、在宅介護を受けている方、または介護されている方の負担を軽減するための支援を行います。

## 紙おむつ給付事業・高齢者介護用品支給事業

### 内 容

在宅で介護を受けている方または介護している方に対し、紙おむつを給付します。

なお、給付を受けるためには、申請が必要です。また、介護度・障がいの程度や世帯の課税状況などにより利用できる事業が異なり、どちらか一方の事業を利用することができます。

区 分	紙おむつ給付事業 (本会独自事業)	高齢者介護用品支給事業 (市受託事業)
対象者	南房総市に住所があり市内で在宅介護を受けている方または介護している方	
介護、障がいの程度など	常に介護を必要とする、次のいずれかの程度である方 ① 介護保険法の要介護3・4・5の方 ② 身体障害者手帳(1・2級)をお持ちの方、または精神障害者保健福祉手帳(1・2・3級)および療育手帳(A・B)をお持ちの方	介護保険法の要介護4・5の方
課税状況	世帯の課税要件なし	
支給限度額	〈要介護4・5、身体障害者手帳等所持者〉 年間20,000円 (1回当たり5,000円)	〈要介護3〉 年間10,000円 (1回当たり2,500円)
給 付	紙おむつ、紙パンツおよび尿取りパット	
支給時期	5月、8月、11月、2月の年4回	

## 訪問理髪サービス事業

### 内 容

在宅介護をしている方に、訪問理髪サービスに係る費用を助成する給付券をお渡しします。

### 対象者

南房総市に住所があり、次の①～③いずれかに該当し、在宅生活で理美容店に出向くことが困難な方

- ① 介護保険法の要介護4・5の方
- ② 身体障害者手帳の下肢または体幹機能障害の程度が1級・2級の方
- ③ その他同程度の障がいのある方

### 助成額

理髪サービス1回当たり2,000円(年間8,000円が限度)

※申請月により、お渡しする給付券の枚数が異なります。





# 悩みごとがあったら

心配ごと、困りごとの身近な相談先として、本会では様々な相談窓口を設けています。市や他の専門機関と連携を図りながら必要なサービスを提供し、さらに地域の方々とも連携しながら、解決を目指します。

## 司法書士による相談

### 内容

相続などの相談に、司法書士が応じます。

### 利用できる方

南房総市に住所がある方

### 予約方法

予約開始日から、本所で電話予約を受け付けます。(各回先着5名まで)

※調停中や裁判中の事件の相談ならびに同一内容についての再度の相談は応じられません。

※申込みについては、お一人一回40分までとさせていただきます。

### 相談料

無料



## 生活困窮者自立支援事業

### 内容

働く場をなくしたり、収入が減ったり、家計が苦しいなど、生活の悩み相談を受け付けます。専門の相談支援員が現状をうかがいながら、解決に向けた支援をします。

仕事をリストラされて  
どうしたらいいか分からない

家族が引きこもってしまい  
心配

家賃が払えず  
立ち退きを迫られている

### たとえば

ずっと家にいたから  
社会に出るのが不安

どこに相談したら  
よいか分からない

借金があって  
家計のやりくり困っている



### 相談の流れ

- 1 困っていることを伺います
- 2 相談内容から適切な対応を判断します
- 3 自立に向けた計画を一緒に作成します
- 4 一緒に目標に取り組みます

### 費用

無料



## 日常生活自立支援事業

### 内 容

日常生活を送るうえで、十分な判断ができない方・不安な方、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるよう支援します。

### た と え ば

- ① 高齢者福祉サービスや障害福祉サービスなどを、安心してご利用できるよう支援します。《福祉サービス利用援助》
- ② 医療費、税金、公共料金等の支払の手伝いをします。また、通帳から生活に必要なお金を払い出ししてお渡ししたり、預け入れすることも可能です。《財産管理サービス》
- ③ 大切な書類や通帳・印鑑などをお預かりします。《財産保全サービス》

### 対象者

高齢者や障がいのある方で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる方

### 年会費・利用料

相談は無料ですが、生活支援員による支援は有料です。



種 類	① 福祉サービス利用援助	② 財産管理サービス	③ 財産保全サービス
利用料等	1回の支援につき 1,200円 例) 月2回の支援の場合は、2回×1,200円=2,400円 となります。		年間 3,000円
年会費		3,600円	

## ひとり親家庭等家賃助成金給付事業

### 内 容

新たに民間アパート等に居住しようとするひとり親家庭等に対し、支度金および家賃の一部を助成します。

### 対象者

南房総市に住所がある①または②の方で、新たに南房総市区域内の民間賃貸住宅等に居住する方

- ① 児童扶養手当の受給資格の認定を受けている方
- ② 南房総市ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格を満たしている方  
※受給資格の詳細は、市役所へお問い合わせください。

### 助成額と助成期間

- ① 助成額  
ア 入居支度助成金 3万円(契約後)  
イ 家賃助成金 1世帯1か月当たり上限1万円
- ② 助成期間 12か月



# 福祉資金貸付事業

## 1 南房総市社会福祉協議会の貸付事業



対象世帯	生活保護世帯 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業利用世帯	
貸付条件	① 市内に3か月以上居住していること ② 償還ができること	
資金の種類	小口生活支援資金	災害、疾病、就業などで一時的・緊急的に必要な経費 (限度額 3万円)
	生活保護世帯応急資金	生活保護費支給までの生活費 (限度額 5万円)

※再度の貸付は、原則として前回貸付金の償還後となります。

また、貸付にあたっては、本会によって定められている審査基準により審査・決定されますので、ご希望に沿えないことがあります。

## 2 千葉県社会福祉協議会の貸付事業

対象世帯	低所得者・障がい者・高齢者世帯など		
貸付条件	他の公的資金を利用できないこと／償還ができること／税金などの滞納がないこと／他の都道府県も含め、生活福祉資金の連帯保証人になっていないこと／貸付により対象世帯の自立が見込まれること など		
資金の種類	総合支援資金	失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援と必要な費用をお貸しする資金	
	福祉資金	福祉費	日常生活上、または自立した生活を送るために、一時的に必要なとなった費用をお貸しする資金
		緊急小口資金	やむを得ない事由により緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合にお貸しする少額の資金 (限度額 10万円)
	教育支援資金	高校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費をお貸しする資金	
	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として生活費をお貸しする資金 対象世帯：低所得の高齢者世帯	

※貸付額や貸付条件などの詳細については、お問い合わせください。

また、貸付にあたっては、千葉県社会福祉協議会によって定められている審査基準により審査・決定されますので、ご希望に沿えないことがあります。

詳細は、千葉県社会福祉協議会HPをご覧ください。(http://www.chibakenshakyo.com/0105shikin.php)



# 話し相手、交流の場が欲しいと思ったら

「誰かに会える」、「誰かと話ができる」といった交流の場や機会をつくることで、高齢者の閉じこもり予防や、住民相互の支え合い活動を促進します。

## ふれあいの居場所づくり支援事業(サロン活動)

### 内 容

市内には、次のとおりの多くのサロンがあり定期的に開催しています。

興味のある方は、お近くの各福祉サポートセンターへお問い合わせください。



各地区のサロン実施状況(令和5年3月現在)

サロン名	開催場所	開催日時	対 象
<b>富浦地区</b>			
ステーションそら	旧富浦観光案内所	土日祝日 9:00～12:00	どなたでも
お針箱サロン	とみうら元気倶楽部	毎月第1・3火曜日 9:30～11:30	どなたでも
<b>富山地区</b>			
みならく出口	高崎出口青年館	第2・第4木曜日 13:30～15:30	どなたでも
いのばた	井野集会所	毎月20日 13:30～15:30	井野区の方
市部みんなの たまり場	市部青年館	第2・第4火曜日 10:00～14:00	どなたでも
茶の間	久枝青年館	第1・第3金曜日 13:30～15:00	久枝区の方
だんらんカフェ	カフェ田舎の家	第3木曜日 13:30～15:00	犬掛・平久里下 区の方
さろん平久里	富山平群コミュニ ティセンター	第2・第4金曜日 10:00～11:30	どなたでも
山田のかかしサロン	山田青年館	第4水曜日 13:30～15:30	山田区の方
<b>三芳地区</b>			
みよちゃん家	三芳農村センター	第2・第4月曜日 10:00～12:00	どなたでも
	みよし交流館	第1・第3水曜日 14:00～17:00	三芳地区の方
<b>白浜地区</b>			
やあばっしえ	白浜コミュニティ センター	毎週火曜日 10:00～12:00	白浜地区の方

サロン名	開催場所	開催日時	対 象
<b>千倉地区</b>			
お達者サロン わたげ会	ちくらゆらり	第1・第3金曜日 10:00～12:00	千倉地区の方
おれんじの会 えんがわカフェ	忽戸コミュニティ 集会所	毎週火曜日 10:00～12:00	忽戸区の方
花の会	中瀬戸農業集落 センター	第1・第3金曜日 10:00～12:00	どなたでも
寺庭サロン	寺庭区コミュニティ 集会所	第4水曜日 10:00～12:00	寺庭区の方
白子ひとやすみ	白子東浜・川端コ ミュニティ集会所	第2・第4火曜日 10:00～12:00	白子区の方
<b>丸山地区</b>			
おたがい茶間カフェ	民家	毎週水曜日 10:00～15:00	どなたでも
おかげ茶間サロン	民家	第1金曜日 10:00～14:00	どなたでも
<b>和田地区</b>			
真浦ふれあいサロン	真浦区集会所	毎月2回 10:00～15:00	和田地区の方
きらきらクラ部	花園区集会所	毎月10日 14:00～16:00	和田地区の方

## サロンへの助成金

サロンの立ち上げを考えているボランティア(団体)への支援も積極的に行います。  
助成額は、サロン1回につき1,000円で年間50,000円までです。(3年間の助成)





# ボランティアをしたいと思ったら

ボランティアセンターを開設し、自主的なボランティア活動への参加を広く呼びかけたり、ボランティアグループやボランティア個人の方を支援します。  
また、本会の事業にも、多くのボランティアの方が活躍しています。

## 社協の事業に関するボランティア活動

### 内容

本会の事業に協力してくださるボランティアを募集しています。事業によっては、講座や研修を受けていただき、謝金をお渡しする活動もあります。



ボランティアの名称	実施場所	実施日時	ボランティアへの謝金	その他	関連記事
ボランティア移送サービス	市内全域	利用者から要望があったとき	あり	ボランティアを始める前に、講習を受講していただきます。	1 ページ
		利用者の通院や買い物などの送迎を行い、外出を支援します。			
みなみん・おたすけサービス	市内全域	利用者から要望があったとき	あり	特に資格など必要ありません。	2 ページ
		高齢者への買物代行、ゴミ出し、お部屋の片付けなどを行い、在宅生活を支援します。			
リサイクル品の修理ボランティア(車イスなど)	ちくら「ゆらり」	毎月1回程度	あり	簡単な修理を行える方	3 ページ
		使用しなくなった車イスなどを譲り受け、整備をしてから、希望する方へ無償でお譲りしています。タイヤの取り替えや、動きが悪い箇所にお油を差すなど、簡単な整備をします。			
お達者サロン	市内全域	不定期	なし	特に資格など必要ありません。	8 ページ
		地域の身近な場所で高齢者などのサロン(集いの場)を運営します。体操や歌、お茶を飲みながら話をしたり、交流と楽しみの場になっています。			
あんしん見守り事業みまも〜る	市内全域	毎月1回	なし	特に資格など必要ありません。	12 ページ
		高齢者や障害のある方など、民生委員・児童委員などと協力して見守り訪問活動をします。			

## 災害ボランティア活動

### 内 容

災害の知識を学び、平時から災害ボランティアセンターの開設・運営準備をします。

#### ① 災害ボランティア養成講座

災害ボランティアセンターを開設した時に、本会職員と共にセンターの運営を補助していただける方を養成します。

#### ② 災害ボランティアセンター運営(立上げ)訓練

災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、平時から運営(立上げ)訓練を実施します。

### 対象者

災害ボランティアセンターの運営にご協力いただける方

## 地域の皆さんが自主的に活動しているボランティア活動

### 内 容

ボランティアセンターには、現在58団体・延べ約900人が登録しています。登録した団体・個人のボランティア活動が、スムーズに行われるよう支援します。

※詳細は本会HPをご覧ください。

#### ボランティア助成金(各団体)

会員数に応じ、20,000円～40,000円

#### ボランティア保険

ボランティアセンターに登録された団体または個人が加入できます。保険料は無料です。



## 福祉の心を育む

### 内 容

福祉についての理解を深め、地域の福祉活動を支える人々を増やすことで、「誰もが暮らしやすいまちづくり」の実現を目指します。

#### ① 福祉教育プログラム

ボランティアに関する講座や福祉施設などで ①ボランティア体験講座、②手話体験講座、③高齢者疑似体験講座、④車イス体験講座、⑤ガイドヘルプ体験講座、⑥災害ボランティア講座の各種講座を開催し、ボランティア活動や福祉について考えるきっかけとします。

#### ② 福祉作文

学校での生活や毎日の暮らしの中で体験し感じた「思いやり」「たすけあい」についての作文を募集します。

#### ③ 福祉教育助成金

福祉教育に関する活動の支援と、さらなる活動の推進を図るため、市内小中高校へ助成金を交付しています。(1校 30,000円まで)





## 地域とのかかわり

住民相互の「支え合い・助け合い活動」の促進や、「地域の困りごと」を住民主体で解決できるための支援を行います。

### 地区社会福祉協議会の活動支援

#### 地区社会福祉協議会とは

地域の方々の「つながり」を活かして活動する、住民主体の組織です。

#### 組織と構成団体

市内7地区(旧町村単位)にあり、運営委員は、行政区の区長、民生委員・児童委員、ボランティアや高齢者福祉施設・障害者福祉施設の代表者、日本赤十字奉仕団、地域の方々に福祉に関わりのある方や関心のある方などから構成されています。

#### 各地区社会福祉協議会の主な活動内容

友愛訪問(高齢者などの見守り活動)、サロン活動(高齢者などの集いの場や世代交流)、家庭介護予防教室、まごころ年賀はがき(小学児童から高齢者へ)、買い物ツアー、歳末のし餅配付、広報紙発行、研修会など

### ささえあいネットワーク南房総(協議体)の活動支援

#### ささえあいネットワーク南房総(協議体)とは

支え合い・助け合いの地域づくりのため、多様な組織や団体と連携しながら、地域の課題について考え行動する場です。

#### 各地区の協議体の主な活動内容

社会福祉施設バスを借りての買い物ツアー、高齢者が集えるサロンの開催、高齢者の安否確認を促進する取り組み、買物支援商店(宅配や移動販売など)一覧の作成、救急医療情報カプセルの配付促進や更新、ボランティアを増やす取り組みなど

### あんしん見守り事業(みまも〜る)

#### 内 容

毎月1回、ボランティア、民生委員・児童委員、地区社協委員など地域の方々がご自宅を訪問し、お声かけしながら見守り活動を行います。

#### 対 象

高齢者世帯や障害のある方などで地域の見守りが必要と思われる方





# 共同募金運動、社会福祉協議会の会費

寄付を募るために、さまざまな共同募金運動をしています。また、地域住民の皆様から集められた会費を活用して、地域の福祉向上につながる取組みを行っています。

## 共同募金運動

### 内 容

共同募金には、「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」があります。



種 類	赤い羽根共同募金	歳末たすけあい募金
運動期間	10月1日～翌年の3月31日	12月1日～12月31日
使いみち	地域福祉活動のために活用されます。	新たな年を安心して迎えるために活用されます。
募金運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別募金 各行政区を通じ、各家庭に協力をお願いしています。</li> <li>・募金箱設置 市内の協力店に依頼して、募金箱を設置しています。</li> <li>・学校募金 市内の小、中、高等学校に協力を呼びかけています。</li> <li>・街頭募金 市内の中、高等学校の生徒の皆さんにも協力していただき、市内の観光施設などで募金活動を行っています。</li> </ul>	

## 社会福祉協議会の会費

地域の方々に会員としてご加入(ご参加)いただいています。皆様からお預かりした会費は、地域福祉活動を通して、南房総市の福祉向上のために活用させていただきます。



### ●年会費(任意)

一般会員	一口 1,000円	各行政区を通じ、世帯ごとに協力いただいています。
賛助会員	一口 2,000円	本会事業にご賛同いただける個人
特別会員	一口 5,000円	本会事業・地域福祉事業に特にご賛同いただける個人・企業
施設団体会員	一口 5,000円	本会事業にご賛同いただける福祉施設・団体

※会費につきましては、郵便振替でお願いします。

口座記号番号 00180-8-554438 加入者名 社会福祉法人南房総市社会福祉協議会

南房総市社会福祉協議会の活動を、多くの方にご理解いただきたく、「ガイドブック」として、事業を分かりやすく一冊にまとめました。

紙面の都合上、すべてのことを掲載できませんでしたが、分からないことなどございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

この冊子が、少しでも皆様のお役にたてることを願っております。

令和4年3月

- 広報紙「てんだあ」を発行しています。
- 社協ホームページとFacebook・Twitterで、各種イベント情報、ボランティア情報、社協事業を掲載しています。

アクセスはこちらへ



ホームページ



facebook



twitter



## 問合せ(申込先)

### 社会福祉法人南房総市社会福祉協議会

◆ 本所 〒294-0813 南房総市谷向109-1 三芳農村環境改善センター内  
電話：0470-29-3729 FAX：0470-36-2261

- ◆ とみうら福祉サポートセンター 電話／FAX：33-4565
- ◆ とみやま福祉サポートセンター 電話／FAX：57-2926
- ◆ みよし福祉サポートセンター 電話：36-2276 FAX：36-2261
- ◆ しらはま福祉サポートセンター 電話：30-5122 FAX：30-5124
- ◆ ちくら福祉サポートセンター 電話：44-3541 FAX：44-3542
- ◆ まるやま福祉サポートセンター 電話／FAX：46-2200
- ◆ わだ福祉サポートセンター 電話：47-3390 FAX：47-3497